再生手続開始

平成２４年（再）第１号
新潟県妙高市工団町３番１号
再生債務者　新潟城南電器株式会社
１　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月22日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年５月８日から平成24年５月15日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（再）第２７号
大阪府枚方市津田山手２丁目19番10号
再生債務者　株式会社カナエ技研
１　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月28日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年５月11日から平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再）第１号
兵庫県伊丹市東有岡３丁目141番地
再生債務者　宮本生コン株式会社
代表者代表取締役　宮本　泰彦
１　決定年月日時　平成24年２月21日午後３時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年４月10日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年５月15日から平成24年５月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

再生債権の特別調査期間

平成２３年（再）第１４号
大阪府羽曳野市川向222番地の２
再生債務者　株式会社ニッセン
特別調査期間　平成24年３月８日から平成24年３月15日まで
平成24年２月16日
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第３号
静岡県浜松市北区細江町中川7172番地2418、商業登記簿上の主たる事務所愛知県豊橋市下地町長池73番地
再生債務者　医療法人暢生堂
１　決議に付する計画案　平成24年１月26日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年３月27日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年３月21日まで
平成24年２月20日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

再生計画認可

平成２２年（再）第６号
埼玉県三郷市鷹野５丁目430番地
再生債務者　山崎産業株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年２月21日
さいたま地方裁判所第３民事部

再生手続終結

平成２０年（再）第６号
千葉市中央区登戸１丁目15番32号
再生債務者　株式会社ナラワ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可決定確定後３年経過
平成24年２月22日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（再）第５号
横浜市栄区公田町1550番地
再生債務者　笠間工業株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法188条２項後段に定める事由がある。
平成24年２月22日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（再）第３２号
奈良県生駒市北田原町1107番地18、再生計画認可時の本店所在地大阪府門真市北巣本町17番10号
再生債務者　株式会社サンキュー
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成24年２月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（再）第４１号
大阪市中央区今橋２丁目５番８号トレードピア淀屋橋
再生債務者　ダイドー住販株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年２月20日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第２３３号
さいたま市西区大字佐知川49番地５
再生債務者　大津百合子
１　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月14日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月28日から平成24年４月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第２６８号
さいたま市北区櫛引町２丁目499番地２　日建プリムローズ大宮マンション305号
再生債務者　吉井　裕二
１　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月14日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月28日から平成24年４月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第１７号
名古屋市千種区清住町３丁目36番地
再生債務者　佐々木義彦
１　決定年月日時　平成24年２月22日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月14日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月21日から平成24年３月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第３３号
愛知県知多市大興寺字長根95番地の６
再生債務者　萩原　知幸
１　決定年月日時　平成24年２月22日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月14日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月21日から平成24年３月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第６８号
兵庫県宝塚市高司３丁目７番11号
再生債務者　西田　幸雄
１　決定年月日時　平成24年２月22日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月14日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月28日から平成24年４月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（再イ）第３号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字三ツ沢32番地１
再生債務者　工藤　　進
１　決定年月日時　平成24年２月23日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月15日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月22日から平成24年４月５日まで
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２３年（再イ）第８４号
秋田市下新城長岡字耳取61番地３
再生債務者　佐々木健二
１　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月15日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月29日から平成24年４月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部